

5 伊 教 学 第 6 5 9 号
令和 5 年 8 月 1 8 日

(写)

伊達市立各小中学校長 様

伊達市教育委員会教育長
(公 印 省 略)

2 学期以降の学校における熱中症防止の徹底について（通知）

夏休み中の熱中症対策については、令和 5 年 7 月 3 1 日付け 5 伊教学第 6 0 7 号にて通知しましたが、2 学期においても、気温の高い日が続き、熱中症による事故の発生が懸念されるところです。

については、児童生徒の命を守ることを最優先に考え、2 学期の教育活動においても、下記のとおり活動の実施の有無も含めて、熱中症対策を徹底願います。

記

- 1 暑さ指数（WBGT）は、活動前をはじめ、少なくとも 1 時間に 1 回は体育や屋外での活動、部活動等の活動場所ごとに正しく計測すること。また、計測した結果を、「学校における熱中症ガイドライン作成の手引き（概要版）第 3 章暑さ指数（WBGT）について」等に照らし合わせ、適切に対応すること。
暑さ指数が
3 1℃以上の場合は、活動の途中であっても、運動は原則中止とすること。
2 8～3 1℃の場合は、激しい運動は中止すること。
2 5～2 8℃の場合は、積極的に休憩をとること。
2 1～2 5℃の場合は、積極的に水分を補給すること。
- 2 熱中症警戒アラートが発表された場合には体育や業間運動、部活動等の活動を実施しない、または、冷房設備の整った場所で活動を行うこと。体育の授業は、保健領域の学習や他の教科の学習に振り替える等、配慮すること。
- 3 登下校の熱中症の事故防止のため、下校前に体調の確認を確実にを行うこと、また登下校中に水分補給をするよう指導すること。
- 4 熱中症対策や活動の有無、活動場所、活動時間の判断は、各通知に基づき、管理職の指導により行うこと。
- 5 本日中に、緊急メール等により、始業式当日の登校時の注意事項や 2 学期の熱中症対策の方針等を保護者に周知し、協力を求めること。

（事務担当 学校教育課長 邊見年成 電話573-5833）